

富里市産業振興ビジョン

～「つくる、つなぐ、つちかう」富里の産業
今、次代のためにできること～

(素案)



令和 4 年 9 月
富里市経済環境部商工観光課



は じ め に

富里市長 五十嵐 博文

目 次

1. 産業振興ビジョンの策定の目的と趣旨.....	1
1-1 産業振興ビジョン策定の目的.....	1
1-2 第二次ビジョン策定の位置付けと計画期間.....	1
2. 現状と課題.....	3
2-1 富里市の経済基盤と産業構造の概況.....	3
2-2 富里市の施策の現状.....	8
2-3 富里市の産業の課題.....	9
2-4 成田空港を含めた近隣市町との広域的な課題.....	12
2-5 第二次ビジョン策定の視点.....	15
3. 産業振興の目標及び施策の体系.....	18
3-1 産業振興の基本理念及び基本目標.....	18
3-2 産業振興の基本目標及び施策の方針.....	19
3-3 第二次ビジョンの体系.....	20
3-4 SDGs と産業振興ビジョン.....	20
4. 計画の推進.....	22
4-1 計画の推進体制.....	22
4-2 計画の点検・評価.....	22
5. 参考資料.....	23
富里市産業振興基本条例.....	23
富里市産業振興推進会議の運営に関する要綱.....	25

1. 産業振興ビジョンの策定の目的と趣旨

1-1 産業振興ビジョン策定の目的

本市は、成田空港及び都心との近接性並びに東関東自動車道等の利便性等、本市が有する地域特性を活用しつつ産業振興についての基本理念を定め、市、事業者及び経済団体の役割等を明らかにすることにより、均衡のとれた産業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的として、平成28年4月に富里市産業振興基本条例を制定しました。

これまで、本条例第8条の規定に基づき、産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年(2018年)3月に富里市産業振興ビジョン(以下「第一次ビジョン」)を策定し、これに基づき各種産業振興施策を推進してきました。

本計画では、本市の施策の現状や課題を踏まえ、「創ること、繋ぐこと、培うこと」を重要なキーワードとして各産業の課題に対応し、また相互に関連を持ちながら市の産業振興を推進してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、市の上位計画に位置付けられる「富里市総合計画」の計画期間が1年間延長されたことに伴い、第一次ビジョンについても計画期間を延長しました。

こうした中で、「富里市総合計画」が令和4年度(2022年)から開始されることを踏まえ、同計画との整合性を図るため、第二次富里市産業振興ビジョン(以下「第二次ビジョン」)を策定するものです。

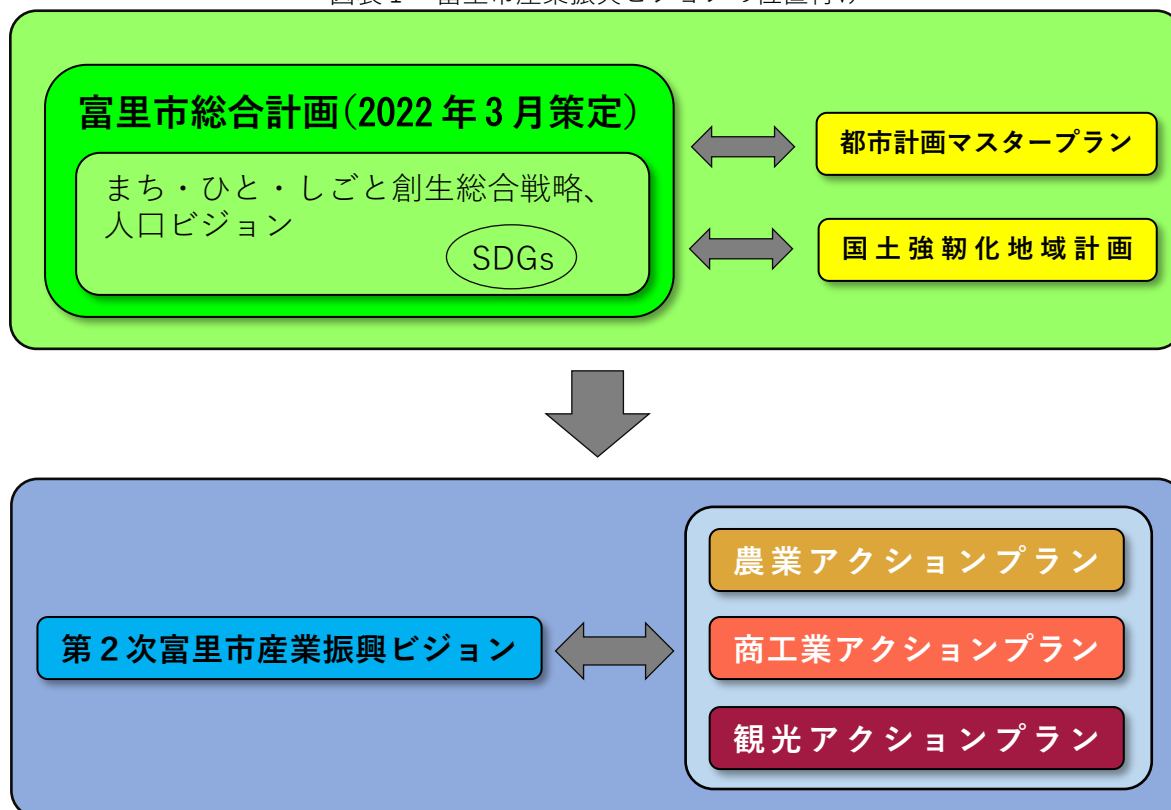
1-2 第二次ビジョン策定の位置付けと計画期間

本市では、「心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のとみさと」を将来像とする「富里市総合計画」(計画期間：令和4年度(2022年)～13年(2031)度)を策定し、まちづくりの目標である「地域の良さを活かした富里ならではのまちなち」を掲げています。第二次ビジョンは、本方針を実現するための個別計画として位置付けられるものです。

また同ビジョンは、本市の関連する個別計画との整合性を考慮するとともに、国や県の政策の動向を踏まえたものとしています。

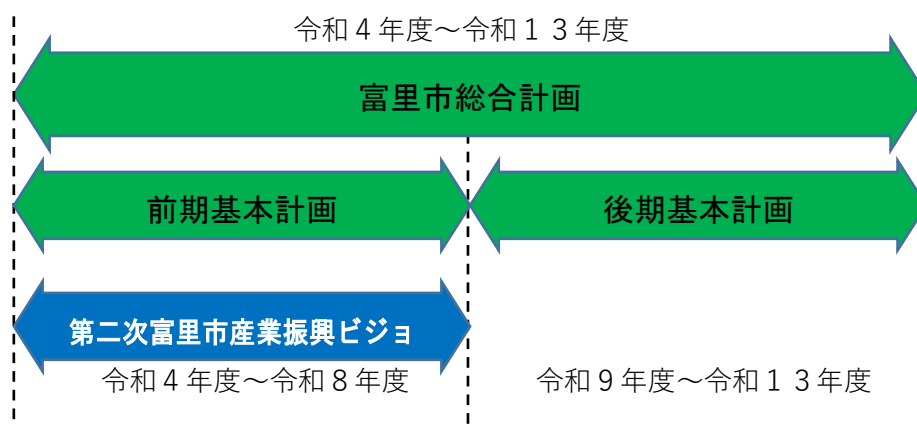


図表1 富里市産業振興ビジョンの位置付け



第2次ビジョンの計画期間は、本市における最上位計画である富里市総合計画の前期基本計画（5年）と期間を合わせ、令和4年（2022）度から8年（2026）度までの5年間とします。

図表2 第二次産業振興ビジョンの計画期間



2. 現状と課題

2-1 富里市の経済基盤と産業構造の概況

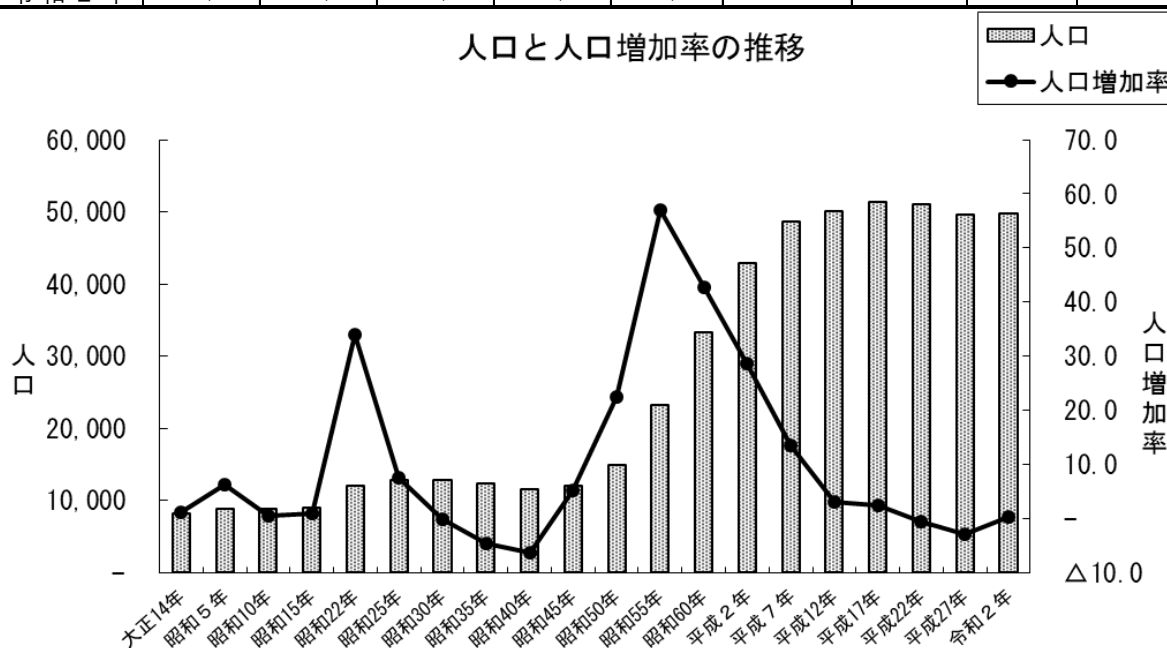
(1) 富里市の現状（最新の各種統計情報の公開により分析を追加します）

①人口と世帯数

国勢調査

年	世帯数 (戸)	人 口			比較増減		一 世 帯 当 たり 人 員 (人)	人 口 増 加 率 (%)	人 口 密 度 1 km ² 当 たり (人)
		総数 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)			
大正 14 年	1,590	8,282	4,081	4,201	26	101	5.2	1.2	154.7
昭和 5 年	1,637	8,808	4,354	4,454	47	526	5.4	6.4	164.5
昭和 10 年	1,550	8,859	4,422	4,437	△87	51	5.7	0.6	165.5
昭和 15 年	1,563	8,944	4,454	4,490	13	85	5.7	1.0	167.1
昭和 22 年	2,121	11,993	5,875	6,118	558	3,049	5.7	34.1	224.0
昭和 25 年	2,318	12,891	6,357	6,534	197	898	5.6	7.5	240.8
昭和 30 年	2,339	12,889	6,320	6,569	21	△2	5.5	△0.0	240.7
昭和 35 年	2,341	12,307	6,011	6,296	2	△582	5.3	△4.5	229.9
昭和 40 年	2,375	11,524	5,608	5,916	34	△783	4.9	△6.4	215.2
昭和 45 年	2,675	12,116	6,041	6,075	300	592	4.5	5.1	226.3
昭和 50 年	3,558	14,852	7,549	7,303	883	2,736	4.2	22.6	277.4
昭和 55 年	6,469	23,315	11,929	11,386	2,911	8,463	3.6	57.0	435.5
昭和 60 年	9,355	33,291	16,867	16,424	2,886	9,976	3.6	42.8	621.8
平成 2 年	12,579	42,852	21,690	21,162	3,224	9,561	3.4	28.7	795.0
平成 7 年	15,528	48,666	24,703	23,963	2,949	5,814	3.1	13.6	902.7
平成 12 年	17,102	50,176	25,661	24,515	1,574	1,510	2.9	3.1	930.7
平成 17 年	18,652	51,370	26,229	25,141	1,550	1,194	2.8	2.4	952.9
平成 22 年	19,701	51,087	26,052	25,035	1,049	△283	2.6	△0.6	947.6
平成 27 年	20,057	49,636	25,182	24,454	356	△1,451	2.5	△2.8	920.7
令和 2 年	21,713	49,762	25,307	24,455	1,656	126	2.3	0.3	923.6

人口と人口増加率の推移



成田空港の開港を機に本市の総人口は増加傾向で推移してきていましたが、平成17年の51,370人をピークに減少に転じています。

令和2年度では平成27年度と比較し微増が見られました。「富里市人口ビジョン」における将来予測は、今後、減少することが見込まれています。[引用 富里市人口ビジョン]

②就業人口

③勤務地の状況



④農業関連の状況

ア. 農業の概況

年	農家総数	専業別農家数					農家人口			農業従事者数			農業雇		販売農家数	自給的農家数	経営耕地面積								
		専業	兼業				総数	男	女	総数	男	女	常雇	臨時雇			総数	田	普通畑	牧草専用	果樹園	茶園	桑園	その他	
			兼業主	兼業主	兼業主	兼業主																			
																									兼業主
昭和35	1,838	1,258	580	356	224	10,323	5,028	5,295	5,485	2,731	2,754	106	-	35	259,638	33,124	...	224,431	...	2,083	...	-	
40	1,811	1,106	705	500	205	9,449	4,623	4,826	4,885	2,377	2,508	39	17,522	40	276,397	33,782	...	236,965	...	5,650	...	-	
45	1,742	994	748	469	279	8,592	4,218	4,374	4,836	2,383	2,453	25	15,009	45	269,197	34,157	...	229,516	...	5,524	...	-	
50	1,751	892	859	425	434	8,423	4,152	4,271	4,656	2,306	2,350	12	5,428	50	246,987	27,973	209,813	2,382	3,708	1,666	360	1,085	
55	1,700	766	934	505	429	8,096	4,042	4,054	4,573	2,325	2,248	23	3,240	55	238,716	26,575	201,444	3,886	2,557	1,587	220	2,447	
60	1,604	716	888	342	546	7,610	3,792	3,818	4,205	2,148	2,057	38	5,095	60	222,323	25,120	185,978	5,110	1,589	1,585	60	2,881	
平成2	1,427	623	804	388	416	6,858	3,403	3,455	3,804	1,970	1,834	60	11,371	2	207,170	21,725	176,041	2,268	1,607	1,351	20	4,158	
3	1,391	605	786	339	447	6,612	3,266	3,346	3,632	1,876	1,756	95	7,517	3	204,630	22,605	177,812	...	1,504	...	-	2,709	
4	1,376	583	793	329	464	6,536	3,219	3,317	3,622	1,875	1,747	49	7,517	4	202,170	22,635	174,819	...	1,523	...	-	3,193	
5	1,352	563	789	329	460	6,416	3,142	3,274	3,536	1,805	1,731	49	14,822	5	199,346	21,592	172,724	...	1,352	...	-	3,678	
6	1,326	568	758	325	433	6,269	3,087	3,182	3,446	1,798	1,648	49	14,846	6	195,853	21,615	170,216	...	1,421	...	-	2,601	
7	1,312	540	772	351	421	6,097	2,998	3,099	3,501	1,839	1,662	57	14,938	7	190,748	19,353	164,369	1,456	1,424	1,003	-	3,143	
8	1,276	530	746	335	411	5,951	2,914	3,037	3,367	1,763	1,604	63	15,085	8	189,485	20,497	165,446	...	1,622	...	-	1,920	
9	903	466	437	273	164	4,392	2,153	2,239	2,650	1,363	1,287	59	19,647	9	161,512	14,563	145,350	...	1,275	...	-	324	
10	1,203	494	709	328	381	5,576	2,733	2,843	3,141	1,631	1,510	45	14,888	10	183,382	19,282	160,093	2,077	1,575	...	-	355	
11	834	432	402	282	120	4,008	1,964	2,044	2,470	1,260	1,210	84	17,891	11	152,933	13,240	137,419	...	1,215	...	-	1,059	
12	1,200	492	708	332	376	5,515	2,701	2,814	3,429	1,783	1,646	103	27,570	12	1,096	104	183,236	17,939	157,076	2,859	1,879	758	-	2,725	
17	1,098	422	676	322	354	4,385	2,150	2,235	2,886	1,507	1,379	194	21,997	17	980	118	181,531	17,162	156,642	1,103	...	6,624	
22	1,023	348	675	298	377	3,789	1,874	1,915	2,208	1,122	1,086	235	43,474	22	882	141	180,761	17,244	154,953	1,923	...	6,641	
27	927	415	512	171	341	3,139	1,558	1,581	2,168	1,156	1,012	372	25,815	27	787	140	170,211	14,668	138,259	657	...	16,627	
令和2	846	401	445	2	709	137	163,200	13,800

※令和2年農林業センサス速報値

農家総数、経営耕地面積ともに、減少が続いています。



イ. 農産物販売金額別農家数

年	総数	販売なし	100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～3,000万円未満	3,000万円～5,000万円未満	5,000万円以上
昭和50	1,751	53	711	832	120	35	…	…	…
昭和55	1,700	61	431	636	313	259	…	…	…
昭和60	1,604	63	370	462	383	326	…	…	…
平成2	1,427	55	264	346	256	506	…	…	…
平成3	1,391	72	265	287	190	577	…	…	…
平成4	1,376	90	231	284	203	568	…	…	…
平成5	1,334	107	206	261	169	355	215	21	…
平成6	1,326	96	211	264	166	589	…	…	…
平成7	1,312	84	224	218	146	640	…	…	…
平成8	1,276	76	229	199	132	640	…	…	…
平成9	903	5	57	130	120	591	…	…	…
平成10	1,203	85	200	197	118	603	…	…	…
平成11	834	3	44	123	87	577	…	…	…
平成12	1,096	24	162	189	114	247	321	26	13
平成17	985	28	118	166	100	210	315	33	15
平成22	893	29	119	172	84	184	260	26	19
平成27	799	13	111	147	62	166	237	40	23
令和2	721	13	94	106	80	140	211	42	27

※令和2年農林業センサス速報値

農家総数が年々減少しています。一方で販売金額が3,000万円以上の農家については増加の傾向となっています。



⑤商工業関連の状況

ア. 市町村別総事業者数

	総数			令和元年				平成28年(民営)			
	事業所数	順位	構成比 (%)	うち民営			対平成28年比		事業所数	順位	構成比 (%)
				事業所数	順位	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)			
千葉県	235,775		100.0	230,763		100.0	34,184	17.4	196,579		100.0
富里市	1,980	33	0.8	1,939	33	0.8	331	20.6	1,608	35	0.8

※令和元年経済センサス速報値

事業所数は、平成28年と比較し、20.6%増加しており、千葉県の増加率を上回っています。しかしながら事業所数としては県内で33位であることから、創業をこれまで以上に支援する必要があります。

⑥観光関連の状況

ア. 入込客数

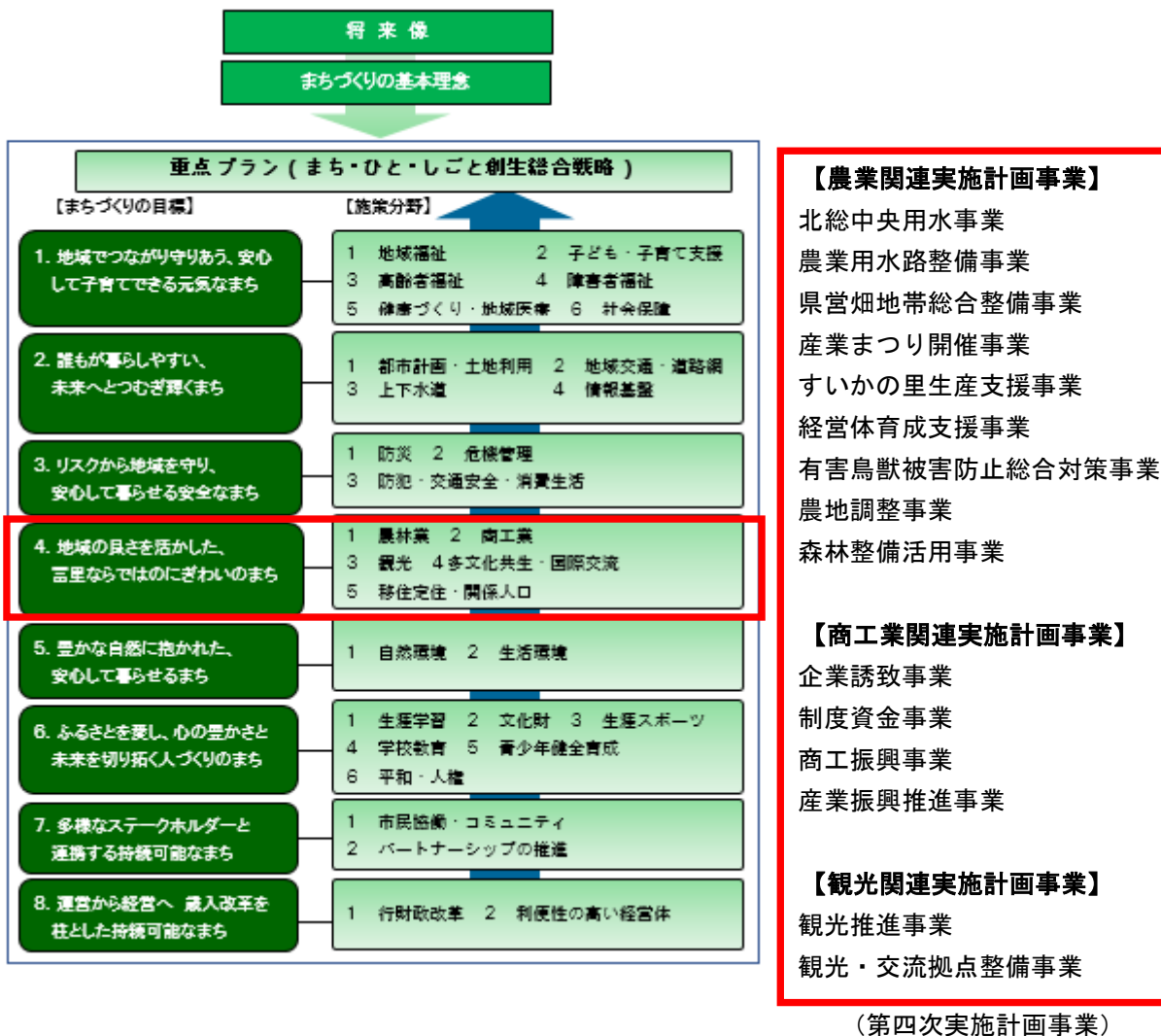
	平成28年 1月～12月	平成29年 1月～12月	平成30年 1月～12月	令和元年 1月～12月	令和2年 1月～12月
観光・レクリエーション施設	50,482	42,178	39,216	25,363	18,116
行・祭事及びイベント	69,500	68,500	71,500	60,000	0
計	119,982	110,678	110,716	85,363	18,116

平成30年までは、10万人を超えて推移であったものの、令和元年のふるさとまつりの中止や令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大による各種イベントの中止により入込客数は激減している状況です。



2-2 富里市の施策の現状

【富里市総合計画】



2-3 富里市の産業の課題

(1) 農業における課題

【課題1】経営の安定化

本市の農業従事者は平成17年から平成27年の10年間で、およそ3割減少し、また、従事者に占める60歳以上の割合は半数を超え高齢化が進行しています。

高齢化や後継者不足による、労働力の減少などの対策のひとつとして、機械化による省力化や生産性の向上を図り、規模拡大等による収益性向上の取組みが重要となってきます。

さらに、農家数の減少により、耕作されない農地の増加が懸念されることから、地域の農地利用の現状と将来展望を、それぞれの地域で考えることが求められます。

また、地域の中心経営体となる農業者の育成も重要であるとともに、就農希望者へのサポートなどにより、新規就農者の確保も必要となります。

【課題2】富里のすいかを守る取組

市の特産物である「富里のすいか」についても、機械化が困難であることや、高齢化、後継者不足などにより、すいかの生産者・作付面積とも減少傾向にあることから、富里市すいか条例を基に、市、生産者、事業者及び市民が協力して富里のすいかを守る取組が必要となります。

【課題3】有害鳥獣による被害対策

アライグマ、ハクビシン、イノシシなどによる、直接の農作物被害と併せて、CSF（豚熱）など家畜伝染病予防の点からも、有害鳥獣に対する対策が必要です。

【課題4】災害への対応

近年は台風や大雨などの自然災害により、農作物や農業用ハウス等の施設に大きな被害が発生しています。施設の復旧等には時間がかかることや費用負担等で、営農状況に多大な影響を及ぼします。

(2) 商工業における課題

【課題1】ICT化、雇用機会の創出、経営基盤の安定化・強化

近年の社会環境は、少子・超高齢化や産業構造の変化、グローバル化、高度情報化社会の進展、地球環境問題の深刻化など、日々大きく変化しています。

平成28(2016)年には、これまでの情報社会(Society4.0)に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿として、「Society5.0」が提唱されました。(「第5期技術基本計画」) こうした中で、特にキャッシュレス決済を含むICT化は、現在、国を挙げて取



り組みが進められており、市内事業者にも確実に影響を与えています。

また、企業の ICT 化は、販売機会の創出や業務の効率化、人手不足の解消だけでなく、テレワークの導入など、多様な働き方を受容することにも繋がり、就労・雇用機会の創出や就業環境の改善といった面においても重要な役割を果たすことから、市内事業者が積極的に導入し、利活用できるようサポートしていかなければなりません。

さらに、台風等の自然災害や感染症流行など、事業者に大きな影響を与える事象が相次いで発生しています。堅調に事業活動を行っていたとしても、こうした予期せぬリスクにさらされ、事業の継続が困難になることがあります。不測の事態が発生しても、重要な事業・業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短時間で復旧させるための方針、体制整備などの取組が必要となっています。

【課題 2】人材不足、事業継承、創業支援

本市の年齢別人口の推移は、平成 15 年以降 15 歳から 64 歳の生産年齢は毎年減少するとともに、高齢化率が上昇しています。人口構造の変化を踏まえると、中長期的に人材不足に陥る企業が多くなると考えられます。労働生産性の向上や、働くことを希望する女性や高齢者の活躍の場の整備、外国人材の活躍の促進が重要です。

また、高齢化の進行に伴い、経営者の高齢化も進む中で中小企業・小規模事業者の事業承継が大きな問題となっています。

中小企業庁の令和元年度（2019 年度）「中小企業白書」において、全国の社長の年齢分布における 70 代以上の占める割合が年々増加傾向にある一方で、40 代以下の構成比が減少傾向にあるため、全般的に経営者の高齢化が進んでいると示しています。

また、社長年齢別に後継者の有無については、60 代では約半数、70 代では約 4 割、80 代では約 3 割で後継者が不在となっています。この状況が続けば中小企業等の廃業が急増します。

千葉県でも例外ではなく、県内企業約 12 万 8 千社のうち中小企業が占める割合は 99.8% ありますが、平成 24 年から平成 28 年の間に約 9 千社が減少しました。富里市においても同期間に約 100 社が減少しています。

こうした状況下において市内経済を活性化させるためには、円滑な事業承継はもちろんのこと、事業者の新陳代謝を活発にし、創業や第二創業を促進することが不可欠です。

【課題 3】企業誘致

本市は成田空港に近く、都内に接続する高速道路も市内を通り利便性等の恵まれた立地環境を活かし、企業誘致活動を推進してきましたが市内工業団地は空き区画がなく、企業立地の受け皿となる新たな産業用地が求められています。



成田空港の機能強化に伴い、企業立地ニーズを受け止めるための産業用地の確保、市街化区域の用途地域の見直しに伴う土地利用の高度化や市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドラインに即した土地利用を実現するため、まちづくりを視野に入れた積極的な企業誘致が必要となります。

(3) 観光における課題

市では、すいかなど豊かな資源を生かした、富里スイカオーナー制度、富里市すいかまつり、富里スイカロードレース大会など特徴ある取組みを進めてきました。

これらのイベントをはじめ、本市への観光客を誘致するため、観光政策を体系化し、実行計画となる「富里市観光振興アクションプラン」(H30.3)策定し、観光プロモーションの充実や新たな観光資源の創出に向けた検討などに取り組んできました。観光プロモーションやフィルムコミッション事業など、本市をPRする事業は充実が図ってまいりました。

また、すいかの最盛期の6月をはじめ、イベント時には、例年多くの観光客が訪れ賑わい(市の観光入込客数の約6割は、イベント来場者数)ですが、イベント型の観光は時期が限定的で一過性であり、年間を通じた観光客の誘致が求められています。

現在、観光客の受け皿となる施設として、令和4年度にオープンを目標としている観光交流拠点を整備中ですが、『富里に来たら最初に訪れる、富里の農の歴史や末廣農場の歴史を伝え、そして富里の「今」を味わえる』というコンセプトを達成するための、施設運営の充実や観光交流拠点を核とした地域全体の観光を創出する人材などの育成が重要となります。

【課題1】富里の強みを活かす観光

コロナ渦を機に広がった新たなニーズとして、グリーンツーリズムや屋外体験型の観光などがあります。この新たなニーズに適応するとともに、地域の資源を改めて見つめ直し、本市の強みである自然と四季折々の豊かな「農」を生かした独自の観光振興に取り組むことが不可欠です。

【課題2】地域資源の発掘・磨き上げと活用

本市の四季折々の自然と農を生かした観光コンテンツの創出により、年間を通じた観光客の誘致が可能となります。今後は、一度来た来訪者からリピーターを創出できるよう、地域資源を最大限に生かし、新たな富里観光のコンテンツを検討する必要があります。



【課題3】観光人材の発掘と育成

令和4年度オープン予定の本市ではじめてとなる観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」が来訪者の受け皿となり、ガイドンス機能を発揮し、地域の観光に繋げることが求められています。そのためには、地域に精通した人材の確保が求められます。また、地域内の観光施設や店舗などでも富里の情報が得られるなど、観光客が快適に周遊できるような環境づくりが必要です。

これらの課題を解消していくためには、市民・事業者・団体・行政が「オール富里」として協働し、富里の多様なまちの魅力を磨きあげて発信することにより富里ファン（リピーター）を獲得し、まちの活性化につなげる具体的な行動が求められています。

2-4 成田空港を含めた近隣市町との広域的な課題

(1) 成田空港の現状

成田空港は、昭和53年の開港以来、我が国の表玄関として約40年にわたりその役割を担い続けています。

平成27年9月に開催された国、県、成田空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）の四者で構成する「成田空港に関する四者協議会」（以下「四者協議会」という。）において、国から、「成田空港の更なる機能強化が必要不可欠である」との認識が示されたことを受け、四者協議会で検討を開始しました。

これ以降、約2年半にわたる四者での協議や、200回以上の住民説明会を重ねた結果、C滑走路の新設やB滑走路の北側への延伸、夜間飛行制限の変更により、年間発着容量を50万回とすることについて、平成30年3月13日の四者協議会において、正式合意に至りました。

機能強化の正式合意に当たり、「成田空港周辺の地域づくりに関する『基本プラン』」が策定され、地域振興の基本的な方向性として、「地域の発展」と「空港の発展」が好循環する地域づくりの早期実現を四者で目指すこととしました。

さらに、「基本プラン」に基づき、機能強化の目的である、成田空港の年間発着回数が50万回に達する時期を目標として「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」が令和2年3月に策定されました。（計画期間令和14年度まで）



成田空港の沿革

- 昭和53年10月開港
- 昭和63年 航空旅客1億人達成
- 平成4年 第2旅客ターミナル供用開始
- 平成16年 成田国際空港株式会社発足
空港名を「新東京国際空港」から「成田国際空港」に名称変更
開港以来の航空旅客5億人突破
- 平成21年 B滑走路2,500m供用開始
- 平成24年 LCC就航
- 平成27年 四者協議会の開催
- 平成29年 航空旅客数10億人達成（7月28日）
- 平成30年 成田空港周辺の地域に関する「基本プラン」策定：四者協議会
- 令和2年 成田空港周辺の地域に関する「実施プラン」策定：四者協議会

(2) 空港圏域の市町の状況

成田空港内で就業する従業員数は、千葉県全体でも増加していますが、成田空港圏域の中では、成田市と富里市で増加しています。

成田空港の機能強化は、空港における国際競争力の強化が図られ、空港周辺地域にも観光需要の増加や消費の拡大、新たな産業集積、物流施設の整備、雇用の拡大が見込まれることから、富里市においても観光や住宅供給等の役割、雇用創出効果が期待されます。

成田空港内従業員実態調査

居住地別従業員比較（単位：人）

項目	居住地	千葉県								
		成田市	富里市	香取市	山武市	山武郡		香取郡		印旛郡 栄町
						芝山町	横芝光町	多古町	神崎町	
2011年11月		13,883	2,537	1,441	661	351	368	551	190	700
2014年11月		14,780	2,689	1,380	666	368	375	571	190	672
2017年11月		15,915	2,748	1,367	630	344	372	553	160	654
前回比		107.7	102.2	99.1	94.6	93.5	99.2	96.8	84.2	97.3

項目	居住地	千葉県		
		千葉市	その他市町村	千葉県計
2011年11月		1,555	11,687	33,924
2014年11月		1,602	12,101	35,394
2017年11月		1,982	12,616	37,341
前回比		123.7	104.3	105.5



居住地 項目	茨城県					他道府県	合計
	龍ヶ崎市	稲敷市	稲敷郡 河内町	その他 市町村	茨城県 計		
2011年11月	—	266	107	661	1,034	3,731	38,689
2014年11月	111	261	94	517	983	4,274	40,651
2017年11月	117	268	90	491	966	4,964	43,271
前回比	105.4	102.7	95.7	95.0	98.3	116.1	106.4

(成田空港内従業員実態調査結果から引用)

実施プランによると航空機発着回数 50 万回、取扱旅客数 7,500 万人に対応するための施設等の機能強化を図っていく場合には、空港内従業員数は、現在の約 4.3 万人から約 3 万人の増加となる約 7 万人の人材が必要になるとされています。

また、4.3 万人の従業員数の内、成田空港周辺 9 市町に居住している人材は 50% 強の 2.3 万人を占めているところでありますが、空港内外で最大約 6.4 万人にのぼる雇用増加の 60% にあたる約 3.8 万人の新たな人材を 9 市町から輩出することを目標としており、地域活力の維持（人口の維持）が求められます。

(3) 成田空港を含めた近隣市町との広域的な課題

成田空港周辺市町として、道路網などの広域的な整備も重要ではありますが、産業振興に特化した課題として以下を抽出します。

【課題 1】 空港の機能強化を支える人材の育成

空港の運営に欠かせない多様な業務に携わる人材を確保し、育成し輩出することが必要になります。

【課題 2】 空港の機能強化に伴う空港関連企業の誘致

成田空港の機能強化に伴う企業立地ニーズを受け止めるための産業用地の確保と積極的な企業誘致を推進することが必要となります。

【課題 3】 空港を支える地域の機能強化

「地域の発展」と「空港の発展」を繋げるための「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」に掲げる各産業に対する施策を着実に推進することが必要になります。



2-5 第二次ビジョン策定の視点

平成30年に産業振興ビジョンを策定して以来、国全体で人口減少の進行、少子高齢化の一層の進展に伴う国内需要の縮小や人手不足の深刻化、アジア新興国企業の技術力向上や規模拡大に伴うグローバル企業化、米中貿易摩擦に代表される貿易環境の不透明化、脱炭素をはじめとする環境への配慮やSDGsへの取組みに対する必要性の高まり等、事業者にとっての経営環境は厳しさを増しています。

また、これらの社会ニーズの変容やAI・IoTをはじめとするデジタル化の急速な進展に対応し、ビジネスモデルの変革を進めるDXに取り組むことも重要となっています。さらに、令和2年(2020)に世界中を襲った新型コロナショックの影響で地域・産業を問わず経済が大きく縮小し、事業活動のあり方を転換する必要に迫られています。

第二次ビジョンの策定については、このように激しく変化する社会・経済情勢を踏まえるとともに、第一次ビジョンの計画期間における各施策の実績について、毎年度、富里市産業振興推進委員会の評価をいただき、意見書が提出されています。この評価・意見を参考に現状や課題等について分析を行っています。

第二次ビジョンの策定の視点では、第一次ビジョン策定の視点を継続するとともに、新たな視点を追加し策定します。

(1) 視点1 創ること・繋ぐこと・培うこと

これまで富里市は、社会ニーズに合わせるように農業・商業・工業が比較的バランスよく存在してきました。しかし、それぞれの産業ごとに顕在化する課題に加え、事業経営者ならびに労働者の高齢化が進行してきており、富里市の産業は総じて過渡期を迎えていると考えられます。この過渡期における最大の課題が「承継」です。

事業の承継には様々なスタイルが存在します。会社の場合には後継者に事業を引き継ぐことを事業承継といいますが、第二次ビジョンでは、今を活かして次代を生きるための継続手段として捉えており、第一次ビジョンよりキーワードを「**創ること**」、「**繋ぐこと**」、「**培うこと**」としています。

(2) 視点2 成田空港との共生・共栄

本市の基幹産業である農業の振興と、都市化の推進はお互いを尊重しながら取り組む必要があります。また、成田空港と隣接することで生じる多くの恩恵や問題を考えながらのまちづくりの視点は大変重要です。このほか「共生・共栄」というテーマがもたらす「暮らし」への波及効果について理解し、活かしていくことが市の産業の発



展に欠かせない視点となります。

また、成田空港の機能強化にあたり策定された「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」に基づき、「地域の発展」と「空港の発展」が好循環する地域づくりを目指すためにも共生・共栄が欠かせないものとなります。

(2) 第二次ビジョンにおける新たな視点

①成田空港の機能強化に伴う地域づくり

成田空港の発着枠拡大に伴う機能強化を見据え、空港関連企業の立地ニーズを確実に受け止めるための産業用地の確保や、空港の運営に欠かせない多様な業務に携わる人材を育成し輩出します。

②市街化調整区域への企業誘致の促進

「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドライン」に即した土地利用を積極的に誘導するため、「富里市企業立地促進条例」とともに、企業誘致を積極的に実施していきます。

③すいか条例の推進

令和3年4月に策定した「富里市すいか条例」に基づき、特産品であるすいかを守るために、市、生産者、事業者、市民がお互いに協力して、富里のすいかの魅力を全国に発信します。

④市街化区域内の土地利用の高度化

市街化区域の用途地域の見直しにより、望ましい市街地の形成を図る環境が整ったことから、高齢化社会に対応した、歩いてくらせるまちづくり（コンパクトシティ）を実現するための各種業務機能の誘導や未利用地の高度利用などの実現を視野に入れ計画を推進します。

④SDGsによる視点

持続可能な未来を実現するために、SDGsによる視点を取り入れ推進します。



〈新型コロナウイルス感染症への対応について〉

新型コロナウイルス感染症については、改定時期においても収束時期が見通せず、今後の施策展開にあたりその影響を十分に鑑みて検討していく必要があります。

第二次ビジョンは、令和8年度までという中期的な期間における政策の方向性を示すものであるため、事業継続のために短期的な視点で速やかに施策を実施する緊急支援的な施策については、施策体系に直接組み込むことはせず、感染状況を注視しつつ随時実施していきます。

一方、感染収束後の経済回復やアフターコロナ時代への対応支援策といった中長期的な視点で対応する施策については、第二次ビジョンにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響を視野に検討を行い、産業振興ビジョンの重点戦略の推進によって実施していきます。



3. 産業振興の目標及び施策の体系

3-1 産業振興の基本理念及び基本目標

(1) 基本理念

第1次ビジョンは、富里市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの目標であった「みんなが活躍し、農・商・工がともに輝くまち」を実現することを目標とし、『『つくる、つなぐ、つちかう』富里の産業 今、次代のためにできること』をタイトルとしていました。よって、これらの目標やタイトルに基づき各種の施策を展開し、評価をしてきたことから、第2次ビジョンでは、第一次ビジョンのタイトルを基本理念とし、この基本理念を実現するための各産業の課題に対し、基本目標を設定するとともに施策の方針を示すものします。

なお、本市の最上位計画である富里市総合計画に整合した産業振興施策を実施してまいります。

【基本理念】 「つくる、つなぐ、つちかう」富里の産業
今、次代のためにできること

(2) 基本目標

第一次ビジョンでは、富里市は、社会的ニーズに合わせるように農業・商業・工業が比較的バランスよく存在してきたものの、それぞれの産業ごとに顕在化する課題に加え、労働者の高齢化という共通の問題により、富里市の産業は総じて過渡期を迎えていると考えられます。この過渡期における最大の課題が「承継」としております。

事業の承継には様々なスタイルが存在します。会社の場合には後継者に事業を引き継ぐことを事業承継といいますが、今を活かして次代を生きるための継続手段として捉えており、キーワードを「創ること」、「繋ぐこと」、「培うこと」としていました。

現在の本市でも各産業の最大の課題は「継承」が最大の課題と捉え、第一次ビジョンのキーワードであった「創ること」、「繋ぐこと」、「培うこと」を引き継ぎ、この3つを基本目標と設定します。

さらに、成田空港の機能強化を見据えた地域の発展という視点を踏まえ、「成田空港との共生・共栄」を4つめの基本目標とします。

○基本目標1 創ること

○基本目標2 繋ぐこと

○基本目標3 培うこと

○基本目標4 成田空港との共生・共栄



3-2 産業振興の基本目標及び施策の方針

産業振興の4つの基本目標を達成するための、具体的な方向性を「施策の方針」として掲げ、この施策の方針に基づき、各アクションプランにおいて事業を実施していくものとします。

基本目標1 創ること

「創ること」は、承継の対岸にあるようですが、例えば、会社や農地を引き継いだ子や孫が、新たな産業を起こすことも承継の姿であり、創業は承継の手法として位置付けることができます。

- 【施策の方針】
- ①創業・就農の支援
 - ②富里ブランドの育成
 - ③地域資源の掘り起し
 - ④企業誘致

基本目標2 繋ぐこと

「繋ぐこと」は承継と同じです。ただし、後継者問題などにより廃業という選択肢を意識せざるを得ない状況を解消するためには、第三者による承継なども視野に入れる必要があります。

- 【施策の方針】
- ①後継者の育成
 - ②事業の継承
 - ③人材の確保・育成
 - ④各産業の連携

基本目標3 培うこと

「培うこと」は、今ある富里の重要な産業を未来に伝えながら、「ひと」や「もの」を作り、育てることにより、それぞれの産業の成長・発展を図り、「富里を支えるしごと」のライフサイクルの確立を目指します。

この基本項目に対する施策の方針は、経営の安定化や市内企業の振興などとなります。

- 【施策の方針】
- ①経営の安定化・強化
 - ②市内企業の振興
 - ③地域資源の強化
 - ④交流人口の拡大

基本目標4 成田空港との共生・共栄

本市の基幹産業である農業の振興と、都市化の推進はお互いを尊重しながら取り組む必要があります。また、成田空港と隣接することで生じる多くの恩恵や問題を考えながらのまちづくりの視点は大変重要です。

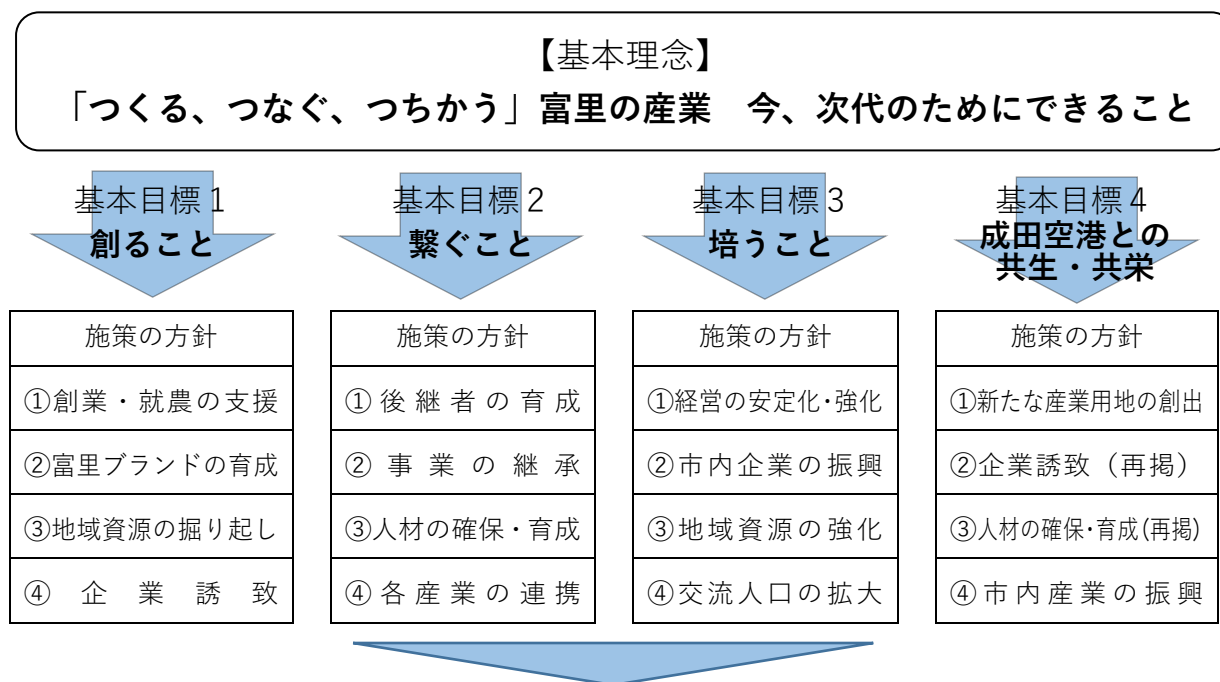
さらに、成田空港の機能強化を見据えた地域の発展という視点も加え、成田空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」に基づく地域振興の実現を目指します。



- 【施策の方針】
- ① 新たな産業用地の創出
 - ② 企業誘致（再掲）
 - ③ 人材の確保・育成（再掲）
 - ④ 市内産業の振興

3-3 第二次ビジョンの体系

第二次ビジョンの基本理念、基本目標、施策の方針を体系に表すと下図のとおりとなります。



第二次ビジョンの基本目標、施策の方針に基づき実施する事業を農業アクションプラン・商工業アクションプラン・観光アクションプランに位置付け、産業振興策を推進していきます。

3-4 SDGs と産業振興ビジョン

(1) SDGs について

2015年（平成27年）9月に国連で開催された持続可能な開発サミットにおいて、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、持続可能な開発目標：SDGsとして17のゴール（目標）と169のターゲット及び232の指標が掲げられています。※SDGs：「Sustainable Development Goals」の略称であり、日本語で“持続可能な開発目標”という意味になります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 産業振興ビジョンにおけるSDGs

富里市では、産業振興ビジョンを推進することにより、SDGsに取り組めます。

ビジョンは、経済・社会・環境の三側面をうささせながら、「総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に整合した持続的社会的実現に向け取り組んでいきます。



SDGs 17のゴール（目標）

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



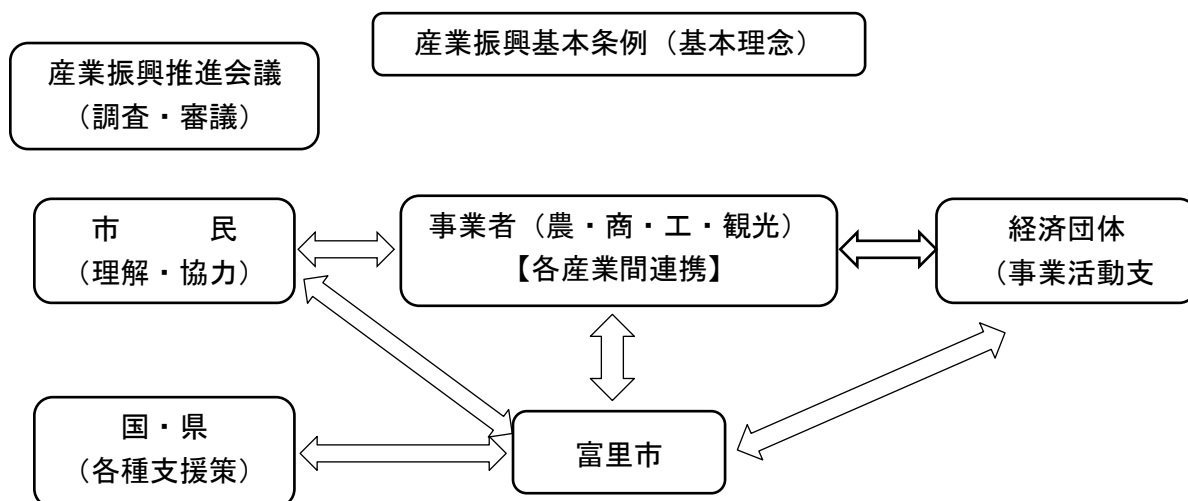
17 パートナーシップで目標を達成しよう



4. 計画の推進

4-1 計画の推進体制

富里市産業振興基本条例に定められた産業振興の基本理念に基づき、事業者、経済団体、市が連携し市民の理解と協力の下に、産業振興策を推進する必要があります。

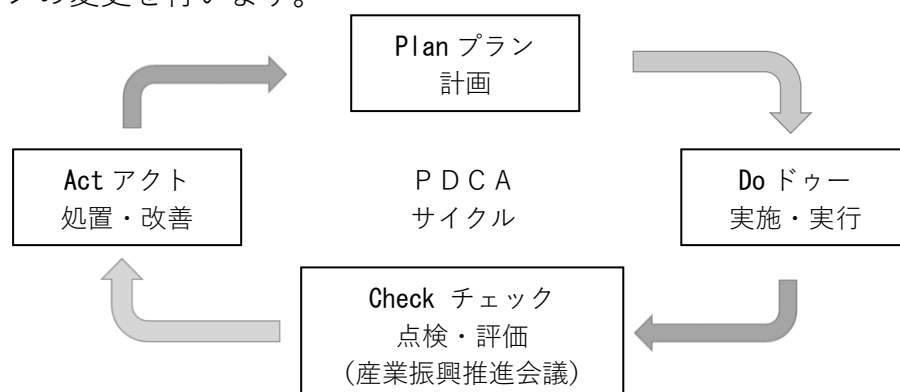


4-2 計画の点検・評価

この計画が着実に遂行され、目標に対する成果を挙げていけるように、PDCAサイクルの観点から次のように計画の点検・評価を行います。

なお、点検・評価については、毎年、産業振興推進会議を開催し、産業振興に関する調査や各アクションプランに基づき実施した事業の点検・評価・検証を行います。

また、経済的、社会的状況の変化や市の財政状況の変化により、計画の修正や追加等が必要になることも想定されます。こうした事態に柔軟に対応するため、産業振興推進会議における審議の上、市の上位計画である総合計画等と整合を図りながらアクションプランの変更を行います。



5. 参考資料

富里市産業振興基本条例

富里市産業振興基本条例（平成 28 年 3 月 17 日条例第 5 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、成田国際空港及び都心との近接性並びに東関東自動車道等の利便性等、本市が有する地域特性を活用しつつ産業の振興についての基本理念を定め、市、事業者及び経済団体の役割等を明らかにすることにより、均衡のとれた産業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- （2）商店街 市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- （3）経済団体 農業協同組合、商工会、商店会、地域工業団体その他の市内において産業の振興に関する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

- 第 3 条 産業の振興は、事業者の創意工夫による自主的な努力を基本に、事業者、経済団体及び市が連携し、市民の理解と協力の下に推進されなければならない。
- 2 産業の振興は、地域経済の循環及び雇用の拡大が図られるよう推進しなければならない。
 - 3 産業の振興は、経済的又は社会的環境の変化に対応して推進しなければならない。

（市の役割）

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- （1）農業の振興を図るため、生産基盤の整備、担い手の確保及び育成、農地の有効利用、富里ブランドの拡大、農業及び農産物と触れ合う機会の充実、持続可能な農業の実現等に関し必要な施策
- （2）商業の振興を図るため、商店街における環境の整備、地域における事業者の新たな連携、商店会の活性化等に関し必要な施策
- （3）工業の振興を図るため、良好な操業環境の確保、販路の拡大等による経営の安定化等に関し必要な施策
- （4）観光の振興を図るため、豊かな自然の活用、観光資源の発掘や創出、観光情報の発信、成田国際空港との近接性等の地域特性を活用した観光客誘致の推



進等に関し必要な施策

(5) 各産業分野間の連携に関し必要な施策

(6) 企業誘致の推進を図るため、立地環境の整備、地域の特性を活用した産業の集積等に関し必要な施策

(7) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。）、特に小規模企業者（同法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）の振興を図るため、経営の拡大及び安定への支援、創業、新たな事業の創出等に関し必要な施策

(8) 雇用を促進するため、市民の雇用の確保、就労環境の整備等に関し必要な施策

(9) その他産業を振興するために市長が必要と認める施策

2 市は、産業の振興に関する施策の実施に当たっては、事業者及び経済団体との協働に努めるとともに、国、千葉県、他の地方公共団体、大学等との連携に努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、自らの創意工夫により、周辺的生活環境との調和及び市民生活の安全確保に配慮するとともに、経営基盤の安定、人材の育成、従業員の福利厚生の実現等に努めるものとする。

2 事業者は、経済団体に加入するよう努めるとともに、市又は経済団体が行う産業の振興のための事業に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、経済団体が産業の振興のための事業を実施するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、事業活動を行うに当たっては、事業者間の連携に努めるとともに、地域で産出される製品又は役務の利用に努めるものとする。

5 事業者は、地域雇用の促進に努めるものとする。

6 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の設置者は、経済団体に積極的に加入するよう努めるとともに、当該大規模小売店舗において小売業等を営む者に対しても、経済団体への加入等必要な協力を求めるよう努めるものとする。

（経済団体の役割）

第6条 経済団体は、自らの組織の強化に努め、事業者の事業活動に関する支援を行うとともに、市等と協働し、産業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

2 経済団体は、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第7条 市民は、産業の振興が自らの生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、市又は経済団体を実施する産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。



(産業振興ビジョン)

第8条 市長は、産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、事業者及び経済団体と協力して産業振興ビジョンを定めなければならない。

2 市長は、経済的又は社会的状況の変化等を勘案し、適宜、産業振興ビジョンに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

(富里市産業振興推進会議)

第9条 産業の振興に関し必要な事項を調査審議するため、富里市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 事業者
- (2) 経済団体の関係者
- (3) 公募による者
- (4) 有識者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進会議に、産業の振興についての的確な助言を行うアドバイザーを置くことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

富里市産業振興推進会議の運営に関する要綱

平成28年4月1日告示第145号

富里市産業振興推進会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市産業振興基本条例（平成28年条例第5号。以下「条例」という。）第9条の規定により設置する富里市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。



3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第4条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 産業の振興に関する必要な事項

(2) その他必要な事項

(作業部会の設置)

第5条 推進会議に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 会長が指名する者

(2) 産業経済団体が推薦する者

(3) 市職員のうち市長が任命する者

3 作業部会に作業部会長を置くものとする。

4 作業部会長は、第2項各号に掲げる者の中から会長が指名する。

(庶務)

第6条 推進会議及び作業部会の庶務は、産業振興を所掌する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以降最初に開かれる推進会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

